

資 料 目 次

第5回委員会テーマ「使用料及び手数料」

・はじめに・使用料及び手数料について	1
・使用料及び手数料総額の推移	4
・「公の施設」の使用料徴収状況	6

はじめに・使用料及び手数料について

今回は、歳入のうち「使用料及び手数料」についてです。

1 使用料って何？何を使用した時に支払うの？

使用料とは「行政財産を目的外に使用させ又は公^{おおよげ}の施設を利用させた場合に、その反対給付として徴収する金銭」をいいます。と、いきなり難解な用語から始まってしまいました。使用料を説明する前に「行政財産」や「公の施設」について説明が必要です。

まず、「行政財産」ですが、「地方公共団体において公用若しくは公共用に供し、又は供するものと決定した財産」をいい、公有公物として、行政主体の直接利用か住民の一般的共同利用かによって前者を「公用財産」、後者を「公共用財産」と呼びます。平たく言うと、県庁舎のように行政が直接利用するものは「公用財産」、道路や体育館のように一般住民が使うものを「公共用財産」と呼ぶわけですね。これに対し、行政財産以外の公有財産を「普通財産」といい、たとえば移転、廃止等を行った施設の跡地など、公用、公共用に供していない財産のことです

行政財産は、地方公共団体の行政執行の物的手段として供用されるもの、言い換えれば地方公共団体の提供するサービスの源泉ですので、その目的に沿って効率的に管理されることが必要であり、行政財産を交換したり、売却したりすることはできない、とされています。

しかし、その用途又は目的を妨げない範囲において、その使用を例外的に認めているのが「目的外使用」です。例えば、公用施設である県庁舎内には、銀行の支店や郵便局、主に職員に昼食を提供する生協の食堂などがあり、庁舎の一部を使用させていますが、これらはすべて「行政財産目的外使用」にあたります。この場合、「条例の定めるところにより使用料を徴収することができる」とされており、本県でも「青森県行政財産使用料徴収条例」という条例を定め、これに従い使用料を徴収しています。それによると、土地を例にとると

$$\text{m}^2\text{当たり単価} \times 4 / 100 \times \text{使用面積}$$
建物ですと

$$\text{m}^2\text{当たり単価} \times 8 / 100 \times \text{使用面積} \times 105/100$$
となっています。またm²当たり単価は財産台帳に記載されている価格です。ただし、減免規定、つまり使用料の額を減額したり免除したりする規定が設けられています。

一方、「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設」で、学校、図書館、病院等がこれに当たります。公の施設を設置する場合には公民館や都市公園など法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除き、「設置する地方公共団体の条例で定めなければならない」とされており、たとえば県立図書館については、「青森県立図書館条例」という条例により設置されています。

公の施設の管理は住民の利害に深い関係を持つものであるため、管理に関する事項についても、設置の場合と同様に条例で定めなければならないとされていますが、設置のための条例に管理に関する事項を盛り込むのが通例のようです。管理について条例で定める内容は、利用の許可及び取り消し、使用料の額及び徴収方法、使用料の減免、利用制限、管理の委託などです。公の施設の管理は、地方公共団体の長などが行いますが、その施設の設置目的を効果的に達成するため必要がある

と認めるときは、条例により他の地方公共団体や社会福祉協議会などの公共的団体に委託できるとされており、例えば本県では「青森県十二湖エコ・ミュージアムセンター条例」において、この施設の管理を「岩崎村に委託することができる」としているほか、「青森県福祉プラザ条例」では管理業務の一部を「社会福祉法人青森県社会福祉協議会に委託することができる」としています。

このように使用料は、行政財産や公の施設の使用、利用の対価としてその使用者、利用者から徴収するもので、今まで見てきたような施設に直接関わるもののほか、高等学校の授業料や公立病院の治療代金も含まれます。

2 使用料って一律なの？

先ほど述べたとおり、行政財産の目的外使用の場合にしろ、公の施設にしろ、使用料の徴収など使用料に関する事項については条例で定めなければならないとされています。

その定め方については、基本的には「青森県行政財産使用料徴収条例」に準じて定めることとなりますが、例えば青森市内の県有施設など、周辺に官民の類似施設がある場合には、それらとの比較、言わば相場が決まる例もあります。台帳価格等によって算出した額と相場の額に相当な開きがある場合、例えば極端に高い場合には利用が少なくなる恐れがあり、また、極端に安い場合、競合先が民間であるときには民業圧迫との批判もされかねません。いずれの場合も「住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供する」という本来の趣旨から逸脱するおそれがあるのです。

また、条例で定める公の施設であっても、使用料を徴収していない施設もあります。例えば、「青森県白神山地ビジターセンター条例」には使用料の定めがありません。これは、設置目的として「自然保護思想の普及を図ること」、「自然保護その他に関する活動及び交流の場を提供すること」を挙げており、図書館や公民館のような社会教育施設的性格を有すること、使用料収入と使用料徴収コストを比較の結果、徴収コストの方が高くなると予想されたこと等から、使用料を徴収しないこととしたものです。使用料を徴収しないこと自体は違法ではありません。

一方、使用料には減免規定もあります。公の施設の管理者である地方公共団体の長は特別の理由があると認めたときに使用料の減額または免除ができる、とする規定をおく例が大半です。例えば、「社会教育の充実振興を図り、県民の生涯にわたる学習意欲の高揚及び学習活動の進展に資するため」に設置されている「青森県総合社会教育センター」は、大研修室はじめ各種研修施設を一般に貸し出ししていますが、社会教育関係団体などが社会教育事業又は教育研究活動のために使用する場合などにおいて、使用料の徴収を減額又は免除しています。

以上のとおり、使用料とは「行政財産」、「公の施設」を、県民が使用又は利用したときに支払う料金ということがお分かりいただけたかと思います。なお、「普通財産」について県民が使用する場合には、公法上の関係ではなく、土地などの賃貸借契約など私法上の契約に基づくものとなり、使用料ではなく「財産収入」の「財産貸付収入」となります。

3 では手数料って何？

では「手数料」とは何でしょう。手数料は「地方公共団体が、その地方公共団体の事務で特定の者のために提供する公の役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収する金銭」を言います。つまり、県が、県の事務とされている事務について、特定の誰かのために働いた場合、かかった金額はいただきますよ、というものです。例えば、許可、検査、試験、登録などの場合がこれに

当たります。より具体的には、道路交通法の規定により、運転免許証の交付は県の事務とされていますが、県民が運転免許の交付を受けようとする場合には、県には、免許証交付に係る事務 = コスト(てまひま)が発生しますので、県民はこのコストに対し、「運転免許証交付手数料」を支払うこととなります。このように、県民が県の「もの」を使ったときに支払うのが「使用料」だとすると、県の「てまひま」を使ったときに支払うのが「手数料」ということができます。

手数料の額は、その事務に要する経費とその事務により受ける特定の相手方の利益などを考慮して定めます。その事務に要する経費算出に当たっては、例えば許可1件当たりの時間数と従事者の人件費から、それに要する1件当たりの人件費、紙代、郵送料などを積み上げて行います。

また、地方公共団体の事務につき徴収する手数料に関する事項は条例で定めなければならない、とされており、また、この場合、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、政令(「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」)で定める事務について手数料を徴収する場合には、政令に定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない、とされています。つまり、手数料を徴収するときは条例で決めなさいよ、ただし全国で同じ項目のある場合などは、国が決める標準額にしなさいよ、ということです。例えば、今年の2月議会において新設された「青森県児童福祉法関係手数料徴収条例」による「保育士登録申請手数料」などがこれに当たります。これを「標準方式」と呼んでいます。これに対し、各団体が独自に設定するものを「自由方式」と呼びます。

手数料については、その額の基本となる「その事務に要する経費」が常に変動する要素となります。したがって、従来から3年に1度の見直しを実施してきました。今後も、受益と負担がアンバランスとならないよう、適時適切にその内容を見直ししていくことが必要です。

使用料及び手数料総額の推移

使用料のうち、約半分を占める高等学校授業料については、従来3年に1度の見直しを基本としてきたが、平成7年度、8年度に改定を見送っている。9年度には改定したものの改定率を上回る生徒数の減少があったことから、歳入は減少している。その他授業料については、県立保健大学が開学した11年度以降増加している。

県営住宅使用料は、県営住宅の家賃であるが、10年度に、それまでの建設費に基づく家賃設定から、「応能応益」方式、つまり入居者の収入及び住宅の広さ、設備など入居者の受益に応じた家賃設定に改めたことにより、全般的に家賃月額が低下し、それ以前に比べ収入が低下している。

1 使用料及び手数料総額の推移（普通会計決算額）

（単位：百万円，％）

		H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
使用料	高等学校 授業料	4,282	4,342	4,335	4,359	4,414	4,466	4,373	4,255	4,206	4,189	4,215	4,221	4,117
		54.7	53.6	52.7	51.3	51.1	49.9	47.3	47.1	46.6	46.5	48.6	47.4	46.5
		100	101	101	102	103	104	102	99	98	98	98	99	96
	その他授 業料	20	20	21	23	25	27	27	27	28	28	93	159	233
		0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	1.1	1.8	2.6
		100	100	105	115	125	135	135	135	140	140	465	795	1,165
	発電水利 使用料	156	160	162	161	161	161	161	162	163	164	164	190	199
		2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8	1.8	1.8	1.9	2.1	2.2
		100	103	104	103	103	103	103	104	104	105	105	122	128
	県営住宅 使用料	1,325	1,368	1,377	1,511	1,551	1,569	1,621	1,667	1,696	1,409	1,416	1,388	1,374
		16.9	16.9	16.7	17.8	18.0	17.5	17.5	18.4	18.8	15.6	16.3	15.6	15.5
		100	103	104	114	117	118	122	126	128	106	107	105	104
	そ の 他	2,044	2,213	2,329	2,437	2,482	2,734	3,057	2,930	2,928	3,214	2,787	2,939	2,924
		26.1	27.3	28.3	28.7	28.8	30.5	33.1	32.4	32.5	35.7	32.1	33.0	33.1
100		108	114	119	121	134	150	143	143	157	136	144	143	
小 計	7,827	8,103	8,224	8,491	8,633	8,957	9,239	9,041	9,021	9,004	8,675	8,897	8,847	
	75.8	76.0	74.8	73.6	73.0	72.5	73.0	72.2	75.1	75.2	71.9	74.3	74.5	
	100	104	105	108	110	114	118	116	115	115	111	114	113	
手数料	法令に基 づくもの	2,018	2,061	2,154	2,343	2,535	2,737	2,739	2,752	2,336	2,299	2,742	2,348	2,358
		80.6	80.4	77.6	77.0	79.5	80.7	80.3	79.2	78.0	77.3	80.9	76.5	77.8
		100	102	107	116	126	136	136	136	116	114	136	116	117
	そ の 他	486	504	623	698	655	654	672	724	657	676	646	723	671
		19.4	19.6	22.4	23.0	20.5	19.3	19.7	20.8	22.0	22.7	19.1	23.5	22.2
		100	104	128	144	135	135	138	149	135	139	133	149	138
	小 計	2,504	2,565	2,777	3,041	3,190	3,391	3,411	3,476	2,993	2,975	3,388	3,071	3,029
		24.2	24.0	25.2	26.4	27.0	27.5	27.0	27.8	24.9	24.8	28.1	25.7	25.5
		100	102	111	121	127	135	136	139	120	119	135	123	121
	合 計	10,331	10,668	11,001	11,532	11,823	12,348	12,650	12,517	12,014	11,979	12,063	11,968	11,876
100		103	106	112	114	120	122	121	116	116	117	116	115	

上段：決算額

中段：構成比

下段：平成元年を100としたときの当該年度の指数

□ = ピーク年を示す

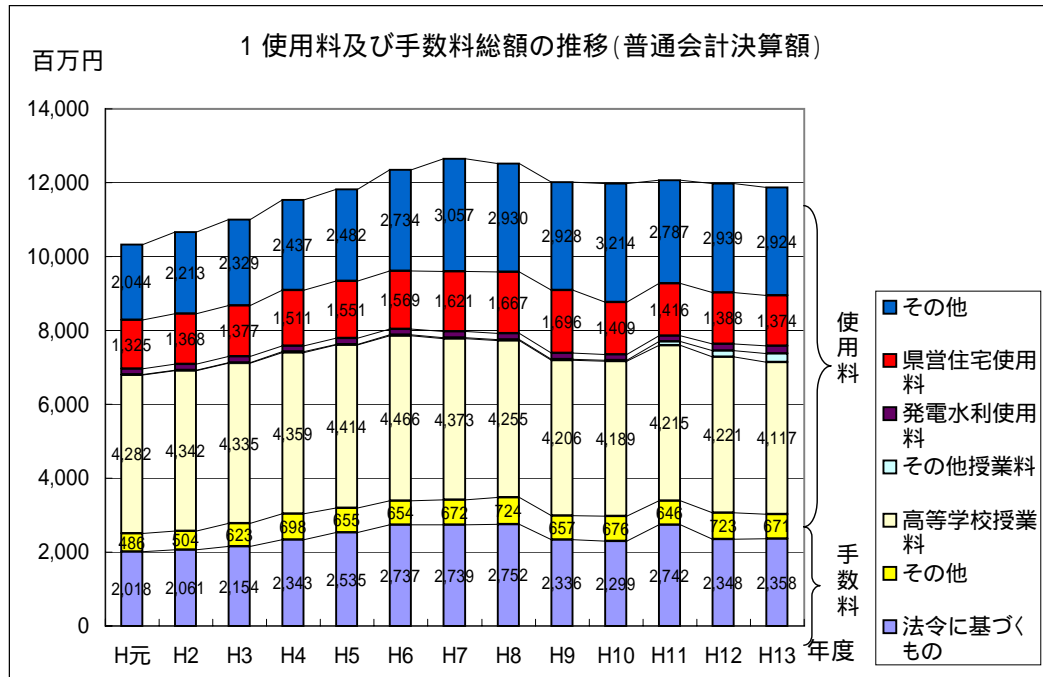
高校授業料 □ = 授業料を改定した年度

その他授業料 □ = 県立保健大学開学年度

（それ以前は高等看護学院分）

発電水利使用料 □ = 単価を改定した年度

県営住宅使用料 □ = 制度改正した年度



「公の施設」(主なもの)の使用料徴収状況

条例により設置されている「公の施設」のうち、主なものの使用料徴収の状況、15年度当初予算における使用料計上額及び維持管理経費等計上額について、以下に取りまとめた。（「公の施設」のうち、学校、病院及び港湾など土木施設は除いている。）

なお、使用料計上額については、食堂など入居施設に係る目的外使用分の使用料額を含む。また、人件費については施設に直接かかる分のみを計上し、本庁勤務にかかる人員分は除いている。維持管理費には予算計上しない減価償却費は含んでいない。

(単位：千円，%)

施設名	供用開始年度	使用料徴収	主な施設	規格等	使用料金額 (円)	当初予算 使用料(歳入) 計上額 A	当初予算 人件費 計上額 B	当初予算 維持管理費 計上額 C	A/(B+C)
青森県立三沢 航空科学館	H15		展示スペース	約6,511m ²	一般：500円 高校生：300円 団体：それぞれ8割	24,225	39,897	72,795	21.5
青森県男女共同参画・ 子育て支援社会形成促 進センター(アピオあ おもり)	H13		イベントホール	280.21m ²	2,600	4,440	65,647	52,328	3.8
			大研修室	156.88m ²	1,000				
			小研修室	56.8m ²	370				
青森県立自然ふれあい センター(梵珠)	H4	×	展示スペース	333.70m ²	-	0	23,203	25,159	0.0
青森県白神山地ビジ ターセンター	H10	×	I-MAXシアター	195席	-	0	41,867	69,120	0.0
			展示スペース	660m ²	-				
青森県県民福祉プラザ	H10		県民ホール	350席	3,800円/1時間	10,617	27,476	101,682	8.2
			大研修室	180.55m ²	1,200円/1時間				
			中研修室	139.54m ²	890円/1時間				
			小研修室	49.9m ²	320円/1時間				
			多目的室1	137.97m ²	880円/1時間				
			多目的室2	91.32m ²	580円/1時間				
			多目的室3	90.10m ²	580円/1時間				
			調理実習室	73.68m ²	520円/1時間				
講師控室	22.84m ²	270円/1時間							
青森県身体障害者福祉 センターねむのき会館	S48	×	なし			0	37,608	9,727	0
青森県視覚障害者情報 センター	S44	×	なし			0	47,618	7,160	0
青森県聴覚障害者情報 センター	H12	×	なし			0	28,767	10,791	0

(単位：千円，%)

施設名	供用開始年度	使用料徴収	主な施設	規格等	使用料金額(円)	当初予算 使用料(歳入) 計上額 A	当初予算 人件費 計上額 B	当初予算 維持管理費 計上額 C	A/(B+C)
青森県駐留軍従業員等健康福祉センター	S58		会議室	延べ796㎡	3,500円～4,730円	1,911	4,336	3,310	25.0
			バレーボールコート		730円～1,360円				
新青森県総合運動公園						104,820	267,721	242,242	20.6
総合体育館(青い森アリーナ)	H14		メインアリーナ	9,800㎡	別紙のとおり	(目的外使用分含む)			
			サブアリーナ	2,500㎡	"				
			室内プール	25m×17m	"				
			合宿所	148～180名収容	"				
			スポーツ科学センター	3,089.21㎡	"				
庭球場	H15		テニスコート	砂入人工芝 20面	"				
洋弓場	H15		アーチェリー場	15レーン 30人立、最長射程 90m	"				
青森県総合運動公園						9,369	61,788	166,588	4.1
陸上競技場	S41		主競技場	1周 400m	別紙のとおり	(目的外使用分含む、遺跡ゾーン及び時遊館分を含まない)			
			補助競技場	1周 300m	"				
水泳場	S41		水泳場	屋外50m, 屋内25m, 深水, 徒渉	"				
野球場	S42		野球場	両翼 93m	"				
庭球場	S52		テニスコート	コート 4面	"				
蹴球場	S53		サッカー場	145m×83m	"				
(遺跡ゾーン) (うち開園部分)	H7	×	ゾーン全体	390,000㎡	-	431	0	67,999	0.6
			開園部分	123,000㎡	-	0	114,669	35,000	0.0
(縄文時遊館)	H14	×	縄文シアター	227㎡	-	1,884	0	117,145	1.6
			縄文ギャラリー	699㎡	-				
			体験工房	302㎡	-				
青森県立郷土館	S48		展示室	2,514㎡	別紙のとおり	6,170	221,399	72,164	2.1
			大ホール	487㎡	"				
			小ホール	119㎡	"				
青森県総合社会教育センター	H元		大研修室	432.3㎡	3,400円/1時間	2,172	231,503	92,347	0.7
			和室	119.8㎡	790円/1時間				
			パソコン実習室	78.0㎡	570円/1時間				

(単位：千円，%)

施設名	供用開始年度	使用料徴収	主な施設	規格等	使用料金額(円)	当初予算 使用料(歳入) 計上額 A	当初予算 人件費 計上額 B	当初予算 維持管理費 計上額 C	A/(B+C)
青森県立図書館	S3	×	一般閲覧室	1,608.9m ²	-	592 (目的外使用分のみ)	281,206	169,389	0.1
			児童閲覧室	352.5m ²	-				
			展示室	449.6m ²	-				
青森県青年の家	S34	×	研修室・宿泊室	研修室5室	-	0	112,730	29,029	0.0
			体育館・キャンプ場	宿泊定員202名	-				
青森県立梵珠少年自然の家	S46	×	研修室・宿泊室	研修室1室	-	0	124,434	24,246	0.0
			体育館・キャンプ場	宿泊定員160名	-				
青森県立種差少年自然の家	S50	×	研修室・宿泊室	研修室2室	-	0	105,117	26,215	0.0
			体育館・キャンプ場	宿泊定員208名	-				
青森県立下北少年自然の家	S55	×	研修室・宿泊室	研修室2室	-	0	107,629	27,198	0.0
			体育館・キャンプ場	宿泊定員208名	-				
青森県営スケート場	S60		スピードリンク	1周 250m	別紙のとおり	116,861	63,778	150,455	54.5
			ホッケーリンク	60m×30m	〃				
青森県武道館	H12		主競技場	2,265m ²	別紙のとおり	37,576 (目的外使用分含む)	41,599	133,845	21.4
			補助競技場	419m ²	〃				
			柔道場	柔道 2面	〃				
			剣道場	剣道 2面	〃				
			相撲場	常設土俵 1面	〃				
			近的弓道場	12人立、射程 28m	〃				
			トレーニング室		〃				
			合宿所	100名程度	〃				
遠的弓道場	6人立、射程 60m	〃							

施設名は設置条例に定める名称により、愛称を()書きとした。

（ 参 考 資 料 ）

・歳入と歳出の関連について	1
・「貸付金」の状況	3
・「歳入概説」	7
・歳入総額の推移	
1 歳入総額の推移	11
2 自主財源比率及び一般財源比率の推移	13
3 東北各県・歳入総額及び自主財源比率の推移	14
4 東北各県・歳入決算額の内訳	15
・「県税」について	16
・県税総額の推移	
1 県税総額の推移	21
2 東北各県・県税総額の状況	23

歳入と歳出の関連について

本県財政を健全化していくということは、基金の取崩し（「基金繰入金」）をどれだけ縮減できるかということ。歳入の中で、「基金繰入金」は「県税」や「地方交付税」と同様、「一般財源」（県が自由に使えるお金）という項目で整理されます。したがって、一般財源等で賄われている事業をどれだけ抑制できるか、ということが重要になります。逆に言うと、全額国庫で賄われている事業をどれだけ削減しても、直接的には財政の健全化にはつながらないのです。一般財源等で賄われる割合の高い事業を抑制していくこと、それが健全化への近道だということになります。

下に示したのは、いわゆる「クロス表」です。これは平成13年度の普通会計決算額を示したのですが、縦軸には上から「人件費」、「物件費」と順次、歳出の性質別に費目を並べ、横軸には左から歳出合計と「国庫支出金」、「材料及び手数料」と順次歳入科目を並べており、どの費目にどの歳入科目が充てられているかが一目で分かるようになっていました。

これを見ると人件費、公債費は一般財源がほとんどである一方、投資的経費については国庫支出金や地方債の割合が高いことが見てとれます。

また、これまでの資料と照らし合わせてみると、例えば「補助費等」の回で述べた『「補助費等」に充てられる一般財源の額が「投資的経費」に充てられる一般財源の額を上回っていること』などが、より明快にお分かりいただけるかと思えます。

歳出内訳及び財源内訳（平成13年度普通会計決算額）

（単位：百万円）

歳入内訳 歳出内訳	歳出合計		国庫支出金	材料及び手数料	分担金負担金 金寄附金	財産収入	繰入金	諸収入	繰越金	県債	一般財源等
		構成比									
一人件費	230,194	25.0	47,163	6,057	8	26	101	131			176,708
二物件費	27,550	3.0	2,244	3,045	90	400	382	775	24		20,590
三維持補修費	6,166	0.7	1,644	889	9	110		20	54		3,440
四扶助費	25,529	2.8	15,896		476			176			8,981
五補助費等	95,378	10.4	11,946	48	79	50	1,493	1,163	43		80,556
六普通建設事業費	305,667	33.2	76,609		9,581	600	861	2,732	11,950	130,517	72,817
1 補助事業費	146,825	16.0	76,211		4,891			180	8,278	46,628	10,637
2 単独事業費	136,604	14.9			2,355	600	861	718	3,672	75,139	53,259
3 国直轄事業費	20,006	2.2			2,335					8,750	8,921
4 同級団体施行事業負担金		0.0									0
5 受託事業費	2,232	0.2	398					1,834			0
七災害復旧事業費	4,348	0.5	2,969	0	1	0	0	0	83	1,135	160
1 補助事業費	4,201	0.5	2,969						83	1,135	14
2 単独事業費	6	0.0									6
3 国直轄事業費	141	0.0			1						140
4 同級団体施行事業負担金		0.0									0
5 受託事業費		0.0									0
九公債費	105,320	11.5	14	1,210				2,925			101,171
十積立金	10,453	1.1	6,812		313	319					3,009
十一投資及び出資金	1,368	0.1	211							231	926
十二貸付金	105,651	11.5	88				494	99,347	2,078	2,245	1,399
十三繰出金	1,999	0.2							18		1,981
歳出合計	919,623	100.0	165,596	11,249	10,557	1,505	3,331	107,269	14,250	134,128	471,738
歳入振替項目			34,600	628	782	850	13,603	8,317	1,226		60,006
歳計剰余金	16,386				2,499		144	2,590	2,249	42	8,862
歳入合計	936,009		200,196	11,877	13,838	2,355	17,078	118,176	17,725	134,170	420,594
		構成比	21.4	1.3	1.5	0.3	1.8	12.6	1.9	14.3	44.9

（内訳次頁）

(注1) 特定財源と一般財源(今回の参考資料P9参照)
「歳出合計」欄の「国庫支出金」から「県債」までが特定財源となります。

(注2) 歳入振替項目
最初から一般財源として使うこととされているもの、例えば国庫支出金のうちの「電源開発交付金」や「地方道路整備臨時交付金」(いずれも第3回「投資的経費」資料P14を参照してください)や「財政調整基金」等4基金の繰入金(今回の参考資料P11をご参照ください)、また、前年度以前に調定(請求)したもののうち、今年度に入ってきた収入など充当すべき歳出がない収入のことです。
今回の参考資料P10の上の図で、「一般財源」の欄の下に並んでいる部分です。

(注3) 歳計剰余金
歳入総額から歳出総額を差し引いたもので、翌年度に繰り越す事業の財源となるほか、それでも剰余が出た場合は、翌年度においてその1/2以上を「財政調整基金」に積立て、残余は「繰越金」として翌年度の歳入となります。

(注4) 一般財源の内訳
13年度における一般財源の総額は、「歳出合計」欄の「一般財源等」欄の4,717億円余となりますが、それから先に述べた「歳入振替項目」の合計600億円と「歳計剰余金」の「一般財源」88億円を差し引くと、4,205億円余となります。その内訳は次のとおりです。
今回の参考資料P10の図の「一般財源」欄のうち、特定財源と重ならない6つの歳入科目となります。

歳入科目	金額
県税	130,494
地方消費税清算金	13,862
地方譲与税	2,454
地方特例交付金	951
地方交付税	272,264
交通安全対策特別交付金	569
計	420,594

「貸付金」の状況

県の経済政策、社会政策その他各種行政政策上の目的で、民間等に対して必要な資金の貸付けが行われていますが、これらの「貸付金」は、その償還期間に着目して「長期貸付金」と「短期貸付金」に分けて考えることができます。この場合、その償還期限が貸付けした年度を越えるもの、つまり償還を複数年度で行うものを「長期貸付金」、貸付けした年度と同一年度に償還を行うものを「短期貸付金」と呼びます。

このうち、貸付金の大宗を占める「短期貸付金」は一般財源がかかりません。しかし年度当初に多額の貸付けを行なうことから県の手持ちの資金が減少し、それを補うため、指定金融期間から「一時借入金」として借り入れることとなります。この「一時借入金」の利子については予算化する必要がありますが、近年、「短期貸付金」の増加に伴い、「一時借入金利子」が多額にのぼっており、またこれについては、全額一般財源で賄われることとなります。（13年度決算額で5億7千万円）

平成15年度の当初予算における「短期貸付金」は、以下のとおりとなっています。

平成15年度一般会計当初予算における短期貸付金一覧

(単位：百万円)

貸付金名称	当初予算額	当初予算額	-
八戸赤十字病院施設整備費貸付金	500	0	500
県立中央病院運営資金貸付金	1,800	2,200	400
国民健康保険広域化等支援基金貸付金	385	0	385
高齢者等住宅増改築資金貸付金	0	103	103
21あおもり産業総合支援センター貸付金	2,784	2,706	78
青森県信用保証協会貸付金	0	46,299	46,299
青森県信用保証融資制度貸付金	40,732	0	40,732
青森県中小企業団体中央会貸付金	900	1,000	100
全国信用協同組合連合会貸付金	10,000	10,000	0
商店街空き店舗利用資金貸付金	267	226	41
金矢工業団地立地円滑化資金貸付金	4,110	4,110	0
青森県企業立地促進資金貸付金	626	899	273
青森県工場整備促進資金貸付金	800	1,164	364
青森県新産業都市等建設事業団貸付金	1,460	1,680	220
観光施設整備資金貸付金	112	143	31
育児介護休業サポート融資制度貸付金	11	9	2
離職者サポート融資制度貸付金	59	52	7
農協合併促進特別支援対策資金貸付金	0	930	930
農業経営基盤強化総合対策資金貸付金	14,300	14,300	0
漁協系統信用秩序維持安定対策事業貸付金	4,500	4,500	0
農業経営改善促進資金預託基金貸付金	38	38	0
森林組合系統活性化事業貸付金	540	540	0
木材産業事業推進資金貸付金	50	50	0
木材産業等高度化推進資金貸付金	596	661	65
青森スギ安定供給促進事業貸付金	194	203	9
肉用牛開発公社貸付金	0	530	530
肉用牛開発公社清算円滑化事業貸付金	424	0	424
国営五戸台地地区特別対策貸付金	0	8	8
青森県信用漁業共同組合連合会貸付金	150	150	0
水産加工振興資金貸付金	30	30	0
中小漁業金融円滑化特別保証貸付金	350	400	50
学校給食会貸付金	18	18	0
計	85,736	92,949	7,213

一方、「長期貸付金」については、相手先が債務を履行できるかどうか、言いかえると県が債権を回収できるかが問題となります。

今年度の当初予算における「長期貸付金」は、以下のとおりとなっています。

平成15年度一般会計当初予算における長期貸付金一覧

(単位：百万円)

貸付金名称	当初予算額	当初予算額	-
消費生活協同組合設備資金貸付金	10	10	0
獣医師修学資金貸付金	7	10	3
県立の大学の教員に係る修学資金貸付金	0	3	3
社会福祉士・介護福祉士修学資金貸付金	15	15	0
医師修学資金貸付金	77	68	9
看護婦等修学資金貸付金	46	51	5
介護保険財政安定化基金貸付金	1,664	1,824	160
新規就農奨励資金貸付金	28	28	0
青い森振興公社貸付金	0	658	658
青い森分収造林事業貸付金	633	0	633
定時制・通信制修学奨励貸付金	12	14	2
計	2,492	2,681	189

なお、上記については、言わばフローベースの数字となりますが、ストックベースでの情報について、平成13年度の「青森県普通会計のバランスシート」の附属資料「貸付金明細表(平成13年度末)」を次頁に示します。

また、今回の「貸付金」とは直接関係ありませんが、県公社等に対しては、県の「貸付け」のほかに、その公社等が金融機関から借入れる際、県が「債務保証契約」又は「損失補償契約」を結んでいるものがあります。これは、簡単に言うと、その公社等が借入金を金融機関に返済できなくなった場合、県が代わりに支払いますよ、ということをお約束するものです。

その状況についても、平成13年度の「青森県普通会計のバランスシート」の附属資料「債務負担行為明細表(平成13年度末)」として、P6にお示しします。

貸付金明細表（平成13年度末）

（単位：百万円）

区 分	平成13年度末残高
1. 転貸債に係るもの	1,905
青森県フェリー埠頭公社貸付金	1,905
2. その他	65,287
（1）商工関係	29,943
消費生活協同組合設備資金貸付金	38
新産業都市建設事業団貸付金	3,000
小規模企業者等設備資金貸付金（特別会計）	612
小規模企業者等設備貸与資金貸付金（特別会計）	926
中小企業高度化資金貸付金（特別会計）	25,367
（2）農林水産業関係	13,323
青森県農村開発公社貸付金	49
農業改良資金貸付金（特別会計）	1,583
青い森振興公社貸付金	10,852
林業改善資金貸付金（特別会計）	299
沿岸漁業改善資金貸付金（特別会計）	459
新規就農奨励資金貸付金	81
（3）民生・労働関係	3,681
災害援護資金貸付金	153
社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金	96
介護保険安定化基金貸付金	518
母子福祉資金貸付金（特別会計）	2,826
寡婦福祉資金貸付金（特別会計）	88
（5）観光・交通関係	7,034
観光施設事業貸付金	600
青森県道路公社貸付金	5,181
青森空港ターミナルビル国際化貸付金	179
青森県フェリー埠頭公社貸付金	1,074
（6）教育関係	10
定時制通信制奨励金貸付金	10
（7）その他	11,296
地域総合整備資金貸付金	2,254
獣医師修学資金貸付金	132
小川原湖広域水道清算事業貸付金	778
看護婦等修学資金貸付金	404
青森県立中央病院運営資金貸付金	4,890
青森県立つくしが丘病院運営資金貸付金	2,710
大学院修学資金貸付金	23
医師就学資金貸付金	105
合 計	67,192

（出典：「平成13年度青森県普通会計バランスシート」附属資料）

債務負担行為明細表（平成13年度末）

（単位：百万円）

区 分	当該年度以降 支出予定額	うち実残高	備 考
物件の購入等に係るもの	62,787		
(1) 土地の購入に係るもの	2,022		公共事業に係る用地取得費
(2) 建造物の購入に係るもの	14,494		職員公舎等建設に係る共済組合からの借入金 の償還費
(3) 製造工事の請負に係るもの	46,271		橋梁、ダム等の大規模工事費
債務保証又は損失補償に係るもの	104,335	56,591	
(1) 公社、協会等に係るもの	104,335	56,591	()内は設定年度を示す
青森県土地開発公社（中核工業地団地分）	5,419	3,620	青森中核工業団地造成事業資金借入金に対 する債務保証（H7年度～13年度）
(財)21あおり産業総合支援センター	4,811	1,222	中小企業機械貸与資金等に対する損失保証 （H5年度～13年度）
(財)21あおり産業総合支援センター （オーダーメイド型貸工場分）	8,900	8,822	オーダーメイド型貸工場モデル事業資金借入金 に対する損失補償（H13年度）
(社)青森県農村開発公社	13,552	5,279	農地保有合理化促進事業資金借入金に対す る損失補償（H4年度～13年度）
(財)青い森振興公社	17,796	13,500	農林漁業金融公庫資金借入金等に対する損 失補償（S45年度～H13年度）
青森県道路公社	49,490	22,603	有料道路建設事業資金に対する債務保証及び運 営資金借入金に対する損失補償（S58年度～H 4年度、H7～13年度）
(財)青森県フェリー埠頭公社	188	104	運営資金借入金に対する損失補償（H7年 度～8年度、平成13年度）
青森県住宅供給公社	4,179	1,441	住宅団地建設資金借入金に対する損失補償 （H9年度、平成11年度）
利子補給等に係るもの	12,503		
(1) 農林水産関係	10,788		農業近代化資金、漁業近代化資金等に係る 利子補給
(2) 商工関係	0		
(3) 住宅関係	1,715		住宅建設等に係る利子補給
(4) その他	0		
その他	1,011		活彩あおり若年者雇用奨励費補助、果樹経営 安定対策事業費補助、各種修学資金等

当該年度以降支出予定額のうち 債務保証又は損失補償に係るものについては、議決を経た限度額を記載している。

また、実残高欄には、県が債務保証又は損失補償を行った公社、協会等の借入れのうち、13年度末における実際の残高を記載している。

（出典：「平成13年度青森県普通会計バランスシート」附属資料）

「歳入概説」

これまで、当委員会では「人件費」、「投資的経費」そして「補助費等」を議論のテーマとして取り上げて参りましたが、これらはいずれも「歳出」、つまり県が支払うお金を、その経費の性質に着目して区分したものです。お金を支払うためには、当然入ってくるお金がなければ支払いができません。そこで、参考として、歳入全体についてご説明いたします。

1 「歳入」とは何か？

「歳入」とは、会計年度（N年4月1日からN+1年3月31日まで）における一切の収入をいいます。この場合、官公庁会計は現金による収入又は支出を記帳の基準とする「現金主義」をとっておりますので、「発生主義」をとる「企業会計」方式では収入とされる未収金などは歳入に含まれません。したがって、4月1日から翌年度の3月31日まで（厳密には出納閉鎖期日である5月31日まで）に県が受け入れた（又は受け入れることを予定している）現金の総額となります。

2 「歳入」の中身は？

それでは、県の歳入の中身はどのようなものがあるのでしょうか？以下、一般会計の歳入科目を、家計にたとえながら見てみましょう。（「青森県の財政」P1、「青森県の財政Q&A」P1～P3も併せてご参照下さい。）

区 分	説 明	家計では
県 税	県の行政に要する経費を賄うために、地方税法の規定に基づき県民の皆さんや県内に事務所を持つ法人等に納めていただく税です。	給与所得
地方消費税清算金	消費税を都道府県間の消費ウェイトに応じて清算するものです。	
地方譲与税	国が徴収する地方道路税、石油ガス税等を一定の基準で地方公共団体に譲与するものです。	親からの仕送り (使途限定なし)
地方特例交付金	県民税、事業税の恒久的な減税の実施による税の減収分の一部について国から交付されるものです。	
地方交付税	地方公共団体の地域格差をなくし、一定の行政水準を確保できるようにするため、各団体ごとに標準的な基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として所得税及び酒税の32%、法人税の35.8%、消費税の29.5%並びにたばこ税の25%が充てられています。	
交通安全対策特別交付金	地方公共団体の道路交通安全施設設置等のため、交通違反などの反則金を財源に交通事故件数と人口集中地区人口等を基準として国から交付されるものです。	
分担金及び負担金	県が行う事業で特に利益を受ける人から、その受益の限度において法令などの規定に基づき賦課徴収するものです。	店子からの共益費 (「青森県の財政」では「その他」に分類)
使用料及び手数料	県の施設や行政サービスを利用する人々から、それに要する経費の全部又は一部を負担してもらうもので、県立高校授業料や各種許可証交付手数料などがあります。	入園料など (同 上)

区 分	説 明	家計では
国庫支出金	県が行う事務事業の経費の全部又は一部を国が支出するもので、その性質によって次の3つに分けられます。	親からの仕送り (使途は限定される)
国庫負担金	義務教育や生活保護など、国と地方公共団体が共同責任をもって行わなければならない事業について国が全部又は一部の経費を負担するものです。	
国庫補助金	国が費用の一部又は全部を負担して特定の事務や施設の設置を地方公共団体に対して奨励、援助するものです。	
国庫委託金	国勢調査や国政選挙など本来国が行うべき事務について国が経費の全部を負担して地方公共団体が事業を実施するものです。	
財産収入	県の財産を貸し付けたり売り払うことによる収入です。	家賃収入・株式の配当 (「青森県の財政」では「その他」に分類)
寄附金	県以外から金銭を譲り受けるものです。	(同 上)
繰入金	他の会計や基金(貯金)などから繰り入れるものです。	預金の払い戻し (「青森県の財政」では「基金繰入金」と「その他」に分類)
繰越金	県の前年度の余剰金を受け入れるものです。	
諸収入	地方税の延滞金や預金利子、県からの貸付け金の元利償還金、受講料収入などのさまざまなものが含まれています。	貸付金の返済金、宝くじの当選金など
県 債	県が学校を建てたり、道路や河川を整備するなど、多額の費用を一時に必要とする建設事業を行うとき、施設等を利用する将来の県民との間で負担の公平化を図り、財源を確保するため、県の信用において長期の資金借入れを行うものです。起債(県債を発行すること)に当たっては、現在、総務大臣の許可が必要となっています。	借入金

なお、歳入決算額の推移はP11～P12をご覧ください。

3 「青森県の財政」を見ると、「親からの仕送り」とされる収入が、半分近くあるけれど？
上に示した各歳入科目は、県が自らの裁量で集めることができるかどうかに着目すると、「自主財源」と「依存財源」という2つに分けて考えることができます。

「自主財源」は、県が自ら賦課徴収することのできる財源で、「県税」、「地方交付税清算金収入」、「分担金及び負担金」、「使用料及び手数料」、「財産収入」、「寄附金」、「繰入金」、「繰越金」並びに「諸収入」がこれに当たります。

一方、「依存財源」とは、上の表で「親からの仕送り」(国が県の親であるかどうかは別問題ですが。)と表現しているように、国から定められた額を交付されたり割り当てられたりする財源で、「地方譲与税」、「地方特例交付金」、「地方交付税」、「交通安全対策特別交付金」及び「国庫支出金」です。また、「県債」についても、その発行に当たっては、総務大臣の許可が必要とされており、国の統制を受けることから、依存財源に含まれます。

「依存財源」については、国の税収や制度に左右され、その交付等を通じて国の統制を受けることから安定確保という観点からは問題があります。親が元気で働いているうちにはいいのですが、病気がちになり、その稼ぎも少なくなってくると、仕送りに回す余力がなくなってくるのは当然のことです。一方、「自主財源」の多寡は行政活動の自主性と安定性を確保しうるかどうかの尺度となるものですので、歳入に占める自主財源の割合（「自主財源比率」といいます。）が高いほど、自主的な財政運営ができることとなりますが、本県の状況はどうかといいますと、平成15年度当初予算でみえますと35.0%（「青森県の財政」P2を参照下さい。）となっております。これが「3割自治」といわれる所以であり、「ぜい弱な歳入構造」といった場合、自主財源が少なく、依存財源に頼らざるを得ない状況を示しているのです。

4 使途が限定されるものとされないものがあるの？

P7～P8の表をもう一度ご覧ください。「親からの仕送り」と区分されている「地方交付税」には（使途限定なし）と注記しています。一方、同じく「親からの仕送り」の「国庫支出金」には（使途は限定される）と注記しています。このように使途が限定されているかどうかに着目して「一般財源」と「特定財源」の2つに分けて考えることもできます。

このうち、「一般財源」は、使途が特定されていない、言い換えるとあらゆる事業に活用できる財源で、「県税」、「地方消費税清算金」、「地方譲与税」、「地方特例交付金」、「地方交付税」及び「交通安全対策特別交付金」です。

一方、「特定財源」は、使途が限定されている財源で、「国庫支出金」、「県債」、「使用料及び手数料」、「分担金及び負担金」等です。たとえば、国庫支出金である「義務教育費国庫負担金」は、小中学校の教職員の給与費（の一部）のうち1/2を国が負担するものですが、この「義務教育費国庫負担金」を知事部局の職員の給与費に充てることはできません。

なお、ここに掲げなかった「財産収入」、「寄附金」、「繰入金」、「繰越金」及び「諸収入」については、その内容により「一般財源」と「特定財源」のいずれかに分類されます。例えば「繰入金」のうち、「財政調整基金」、「県債管理基金」、「地域振興基金」及び「公共施設等整備基金」の4つの基金からの繰入れ（「青森県の財政」P1でいう「基金繰入金」172億円の部分）は「一般財源」に区分しますが、これ以外の基金や特別会計からの繰入金は「特定財源」に区分されます。

県が自主的判断のもとに、地域の実態に即応した施策を講じていくためには、使途が限定されない一般財源ができるだけ多く確保されることが望ましいのですが、平成15年度当初予算における一般財源の割合（「一般財源比率」といいます。）を見ると56.8%（「青森県の財政」P2を参照下さい。）となっております。

5 う～ん。頭が混乱してきました。整理してちょうだい。

これまでお話ししてきた「自主財源」と「依存財源」、「一般財源」と「特定財源」の関係をもう一度整理してみましょう。次の図をご覧ください。

【「自主財源」と「依存財源」、「一般財源」と「特定財源」の相關図】

区 分	自主財源						依存財源	
一般財源	県 税						地方譲与税	地方特例交付金
							交通安全対策特別交付金	
	地方消費税清算金						地方交付税	
特定財源	分	使	財	寄	繰	繰	諸	国
	担	用	産	附	入	越	収	庫
	金	料	収	金	金	金	入	支
	及	及						出
	び	び						金
	負	手						
	担	数						
	金	料						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						
		及						
		び						
		手						
		数						
		料						

歳入総額の推移

平成元年度以降13年度までの歳入総額の伸びは、元年度を100とした場合、154とほぼ歳出総額の伸びと一致している。

このうち、地方消費税清算金を含む「県税」の伸びはほぼ歳入総額の伸びと一致している。

また、「地方交付税」、「国庫支出金」の伸びが歳入全体の伸びを大きく下回る一方、「県債」の伸びが大きい。これは4年度から経済対策に伴う県債発行が増加したこと、6年度以降は地方全体の財源不足を補うための県債の発行が始まったことによる。

なお、5年度、6年度の「国庫支出金」の額が大きいのは、いわゆるNTT債の償還のための国庫支出金が交付されたことによるものである。

「諸収入」については、13年度では元年度の3倍以上の水準となっているが、これは歳出・商工費において中小企業対策のための短期貸付金を増やしたことに伴うものである。

NTT債 = NTT株の売却益を、社会資本整備のために、国が地方に無利子で貸し付けたもの。その返済に当たっては、その全額が国庫支出金で手当てされた。

(単位：億円、%)

	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
県 税	896	957	1,045	1,038	1,041	1,130	1,145	1,204	1,180	1,231	1,214	1,285	1,305
	14.8	14.5	15.0	14.4	13.1	13.9	14.4	14.6	13.9	13.5	12.9	13.3	13.9
	100	107	117	116	116	126	128	134	132	137	135	143	146
地方消費税清算金	-	-	-	-	-	-	-	-	31	138	123	138	139
	-	-	-	-	-	-	-	-	0.4	1.5	1.3	1.4	1.5
	-	-	-	-	-	-	-	-	100	445	397	445	448
	(県税と地方消費税清算金の合算額を、平成元年度の県税収入を100とした場合の指数)								(135)	(153)	(149)	(159)	(161)
地方交付税	2,364	2,596	2,727	2,513	2,471	2,339	2,332	2,400	2,451	2,541	2,757	2,874	2,723
	38.9	39.2	39.0	34.9	31.1	28.7	29.2	29.1	28.8	27.9	29.3	29.8	29.1
	100	110	115	106	105	99	99	102	104	107	117	122	115
地方特例交付金、 地方譲与税、交通 安全対策特別交付 金	90	103	108	117	120	95	97	101	55	31	41	41	40
	1.5	1.6	1.5	1.6	1.5	1.2	1.2	1.2	0.6	0.3	0.4	0.4	0.4
	100	114	120	130	133	106	108	112	61	34	46	46	44
国庫支出金	1,447	1,566	1,581	1,871	2,393	2,520	2,112	2,005	1,935	1,988	2,038	2,143	2,002
	23.8	23.7	22.6	26.0	30.1	30.9	26.5	24.3	22.7	21.8	21.7	22.3	21.4
	100	108	109	129	165	174	146	139	134	137	141	148	138
基金繰入金	0	51	65	110	50	0	70	130	194	213	273	230	136
	0.0	0.8	0.9	1.5	0.6	0.0	0.9	1.6	2.3	2.3	2.9	2.4	1.5
		100	127	216	98	0	137	255	380	418	535	451	267
諸 収 入	379	402	407	420	500	544	584	705	961	1,067	1,091	1,085	1,182
	6.2	6.1	5.8	5.8	6.3	6.7	7.3	8.5	11.3	11.7	11.6	11.3	12.6
	100	106	107	111	132	144	154	186	254	282	288	286	312
県 債	608	620	717	766	987	1,122	1,254	1,317	1,325	1,475	1,410	1,396	1,342
	10.0	9.4	10.3	10.6	12.4	13.8	15.7	16.0	15.6	16.2	15.0	14.5	14.3
	100	102	118	126	162	185	206	217	218	243	232	230	221
そ の 他	286	326	339	371	376	395	380	392	383	422	458	437	491
	4.7	4.9	4.9	5.1	4.7	4.8	4.8	4.7	4.5	4.6	4.9	4.5	5.2
	100	114	119	130	131	138	133	137	134	148	160	153	172
計	6,070	6,621	6,989	7,206	7,938	8,145	7,974	8,254	8,515	9,106	9,405	9,629	9,360
	100	109	115	119	131	134	131	136	140	150	155	159	154
	(参考)	6,028	6,586	6,943	7,166	7,868	8,080	7,886	8,158	8,424	8,949	9,264	9,444
歳出総額	100	109	115	119	131	134	131	135	140	148	154	157	153

上段：決算額

中段：構成比

(黄色) = ピーク年を示す

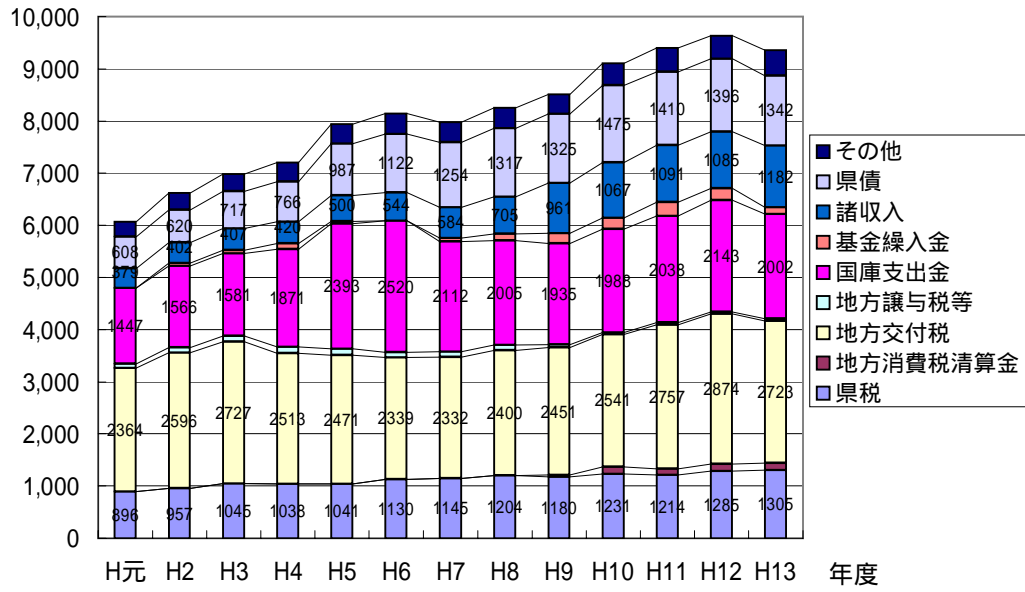
下段：平成元年を100としたときの当該年度の指数

(基金繰入金は2年度、地方消費税清算金は9年度を100としている。)

- 「地方消費税清算金」= 他県からの地方消費税清算金(収入) - 他県への地方消費税清算金(支出)の額
- 「基金繰入金」= 収支不足額を補うために使用する次の4基金からの繰入金
「財政調整基金」、「県債管理基金」、「公共施設等整備基金」及び「地域振興基金」

億円

1歳入総額の推移(普通会計決算額)

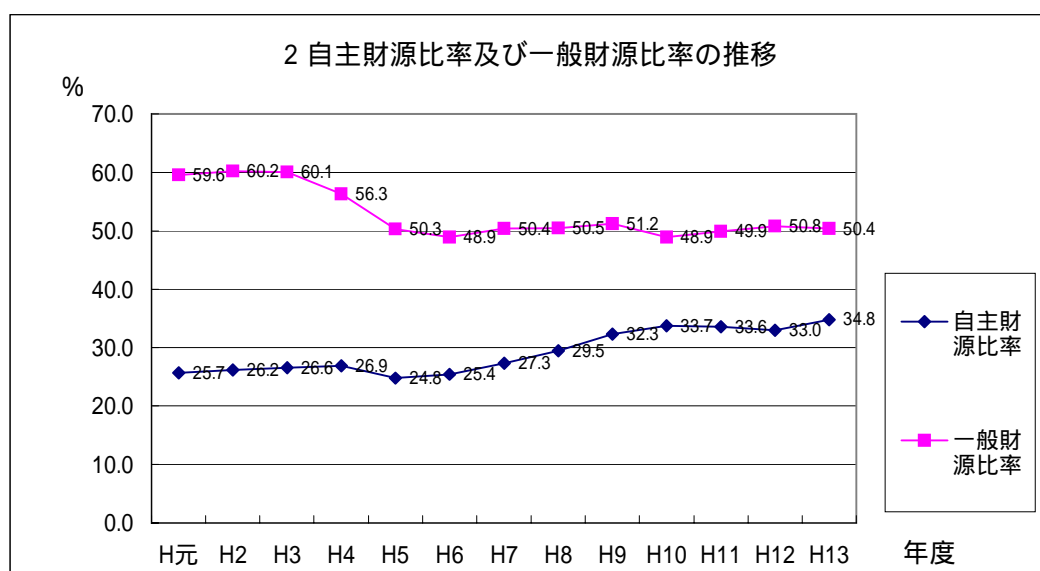


2 自主財源比率及び一般財源比率の推移（普通会計決算額）

（単位：億円，％）

	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
自主財源	1,561	1,734	1,856	1,938	1,965	2,069	2,180	2,431	2,750	3,071	3,159	3,176	3,254
依存財源	4,509	4,887	5,133	5,268	5,973	6,076	5,794	5,823	5,765	6,035	6,246	6,453	6,106
歳入総額	6,070	6,621	6,989	7,206	7,938	8,145	7,974	8,254	8,515	9,106	9,405	9,629	9,360
自主財源比率	25.7	26.2	26.6	26.9	24.8	25.4	27.3	29.5	32.3	33.7	33.6	33.0	34.8
一般財源	3,617	3,985	4,203	4,055	3,996	3,986	4,016	4,169	4,362	4,453	4,689	4,890	4,717
特定財源	2,453	2,636	2,786	3,151	3,942	4,159	3,958	4,085	4,153	4,653	4,716	4,739	4,643
歳入総額	6,070	6,621	6,989	7,206	7,938	8,145	7,974	8,254	8,515	9,106	9,405	9,629	9,360
一般財源比率	59.6	60.2	60.1	56.3	50.3	48.9	50.4	50.5	51.2	48.9	49.9	50.8	50.4

■ = ピーク年を示す



自主財源比率については、25%前後で推移してきたが、平成7年度以降上昇に転じ、近年では30%台前半で推移している。これは、主に歳出・商工費において中小企業対策のための短期貸付金を伸ばしたことに伴い、諸収入が増加したことによる。

一方、一般財源比率については、平成3年度までは60%前後だったものが平成4年度から減少に転じ、近年では50%台前後で推移している。これは、平成4年度以降経済対策が始まったこと、平成6年度以降は地方全体の財源不足を補うため地方債の発行が始まったことなどにより特定財源である県債が増加し、相対的に一般財源が減少したことによるものである。

3 東北各県・歳入総額及び自主財源比率の推移（普通会計決算額）

（単位：億円，％）

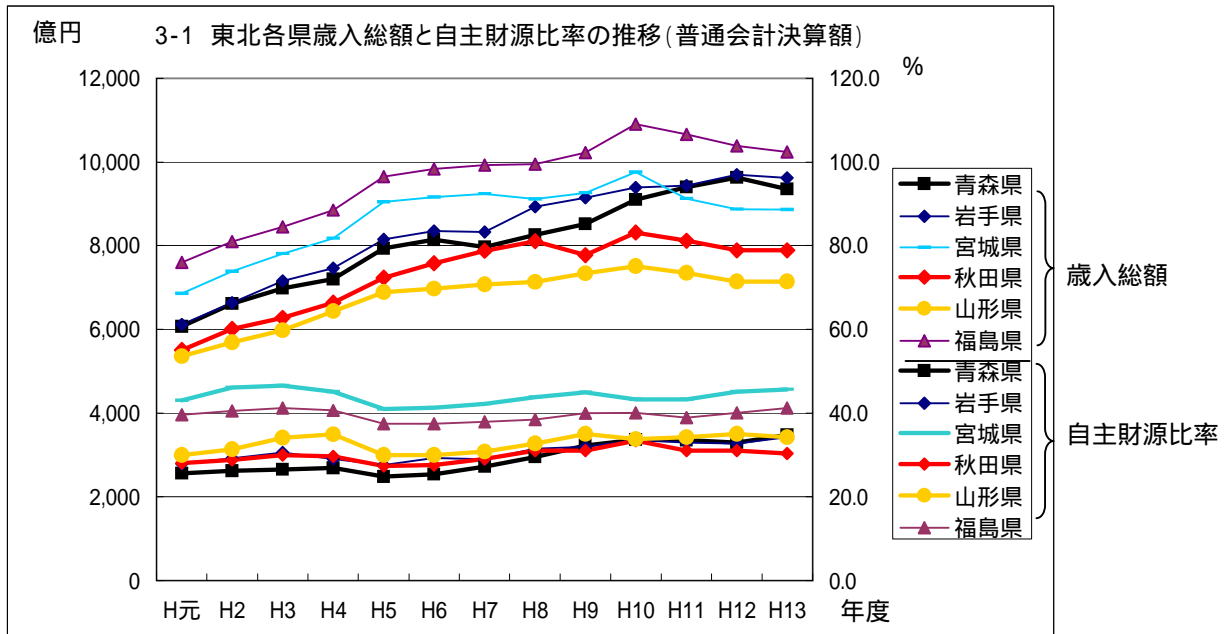
	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
青森県	6,070	6,621	6,989	7,206	7,938	8,145	7,974	8,254	8,515	9,106	9,405	9,629	9,360
	100	109	115	119	131	134	131	136	140	150	155	159	154
	25.7	26.2	26.6	26.9	24.8	25.4	27.3	29.5	32.3	33.7	33.6	33.0	34.8
岩手県	6,120	6,639	7,157	7,465	8,151	8,353	8,328	8,926	9,145	9,395	9,435	9,696	9,623
	100	108	117	122	133	136	136	146	149	154	154	158	157
	27.9	29.2	30.6	29.1	27.6	29.3	29.0	31.5	32.0	32.0	33.0	32.7	34.2
宮城県	6,854	7,382	7,810	8,179	9,046	9,161	9,241	9,110	9,268	9,751	9,130	8,871	8,866
	100	108	114	119	132	134	135	133	135	142	133	129	129
	43.0	46.1	46.6	45.1	41.0	41.3	42.3	43.9	45.0	43.3	43.3	45.1	45.7
秋田県	5,506	6,015	6,274	6,640	7,242	7,577	7,881	8,105	7,777	8,308	8,124	7,889	7,886
	100	109	114	121	132	138	143	147	141	151	148	143	143
	28.0	28.8	30.0	29.6	27.4	27.6	29.1	31.0	31.0	33.4	31.0	31.0	30.4
山形県	5,362	5,694	5,977	6,430	6,892	6,969	7,074	7,133	7,338	7,517	7,352	7,148	7,146
	100	106	111	120	129	130	132	133	137	140	137	133	133
	30.0	31.4	34.1	34.9	30.0	30.0	30.8	32.8	35.0	33.8	34.2	35.0	34.2
福島県	7,600	8,094	8,446	8,854	9,652	9,837	9,929	9,951	10,225	10,900	10,663	10,385	10,231
	100	107	111	117	127	129	131	131	135	143	140	137	135
	39.6	40.5	41.2	40.6	37.4	37.4	37.9	38.5	40.0	40.1	38.9	40.1	41.2

上段：決算額

中段：平成元年を100としたときの当該年度の指数

（黄色のセル） = ピーク年を示す

下段：自主財源比率



歳入総額については、本県と岩手県が平成12年度にピークを迎えているが、他の4県では10年度をピークとし、以後下降傾向にある。これは、地方交付税については各県とも12年度がピークとなっているのに対し、県税については本県と岩手県が12年度、他の4県については10年度がピークとなっていること、県債についても、早い時期に投資的経費抑制に取り組んだ宮城、山形、福島各県で10年度がピークとなっていることによる。

自主財源比率については、宮城、秋田、山形及び福島各県ではあまり変動がない中、本県と岩手県においては上昇傾向にある。これは短期貸付金収入の増によるものと考えられる。

4 東北各県・歳入決算額の内訳（平成13年度普通会計決算額）

（単位：億円，％）

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
県 税	1,444	1,369	2,686	1,116	1,229	2,395
	15.4	14.2	31.0	14.2	17.2	23.4
地方交付税	2,723	2,820	2,220	2,613	2,295	2,730
	29.1	29.3	25.6	33.1	32.1	26.7
地方特別交付金、地方譲与税、交通安全対策特別交付金	40	48	44	37	41	56
	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5
国庫支出金	2,002	1,940	1,592	1,668	1,299	2,030
	21.4	20.2	18.4	21.2	18.2	19.8
繰 入 金	171	222	147	30	54	337
	1.8	2.3	1.7	0.4	0.8	3.3
諸 収 入	1,182	1,075	544	833	783	962
	12.6	11.2	6.3	10.6	11.0	9.4
県 債	1,342	1,525	844	1,168	1,066	1,203
	14.3	15.8	9.7	14.8	14.9	11.8
そ の 他	456	624	581	421	379	518
	4.9	6.5	6.7	5.3	5.3	5.1
計	9,360	9,623	8,658	7,886	7,146	10,231
歳出決算額	9,196	9,337	8,437	7,764	7,009	10,087

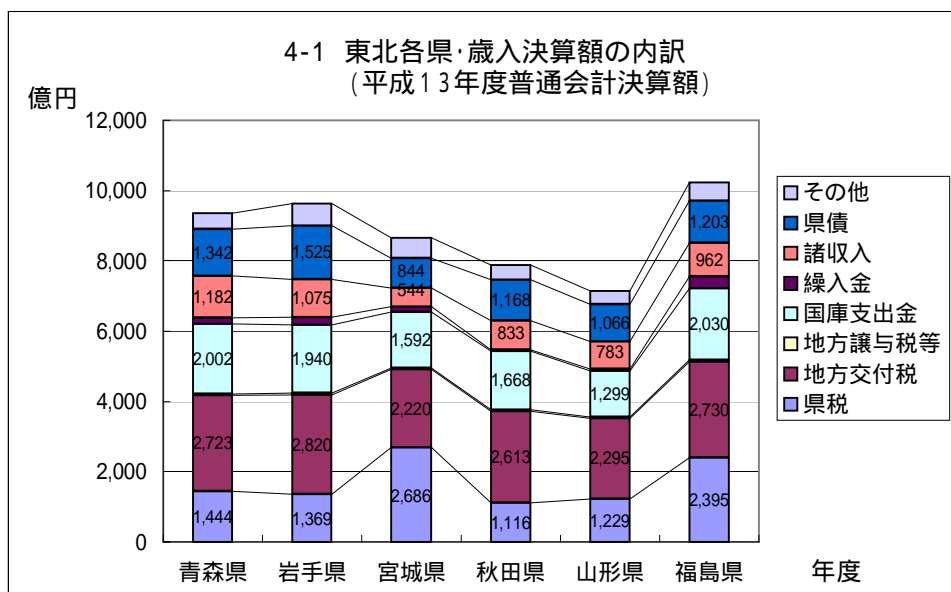
上段：決算額

中段：構成比

= その県で最も構成比が大きい歳入科目を示す

= 6県の中で最大の額又は構成比を示す。

- 1 「県税」 = 「県税」 + 「地方消費税清算金」（他県からの地方消費税清算金（収入） - 他県への地方消費税清算金（支出））の額
- 2 「繰入金」 = 「基金繰入金」以外の繰入金も含む総額



宮城県を除き、地方交付税の構成比が最も大きくなっている。
宮城県の国庫支出金及び県債の構成比が低いのは、投資的経費を抑制した結果と考えられる。
諸収入については、決算額・構成比とも本県が一番大きくなっている。

「県税」について

先ほど、自主財源でありかつ一般財源である「県税」(及び「地方消費税清算金」)が多いほど、自立的な財政運営が可能になると述べましたが、ここでは県税について、その概要を見てみましょう。県税が身近なところにあることが、改めてお分かりいただけるかと思います。

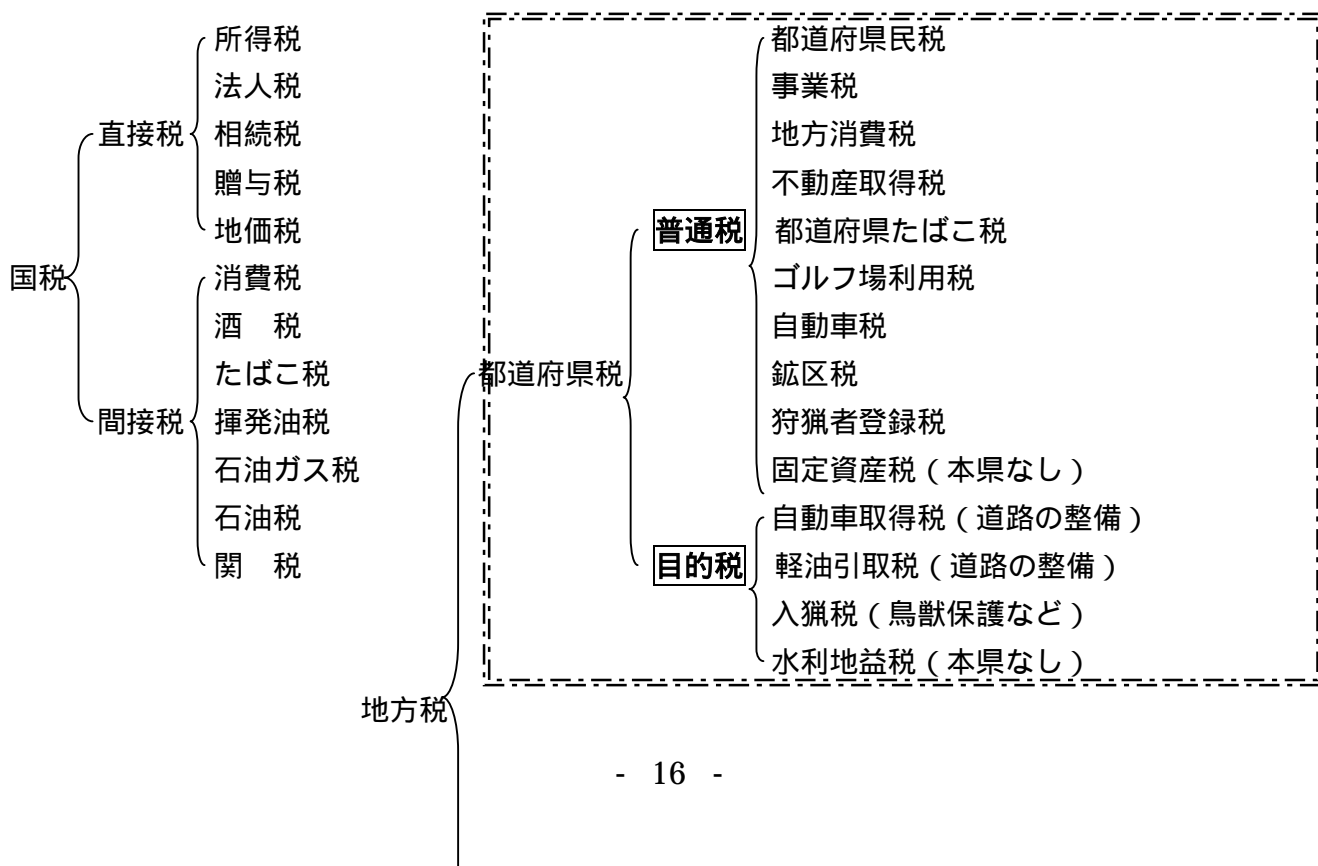
1 税金にはどんなものがあるの？どこに納めてるんだっけ？

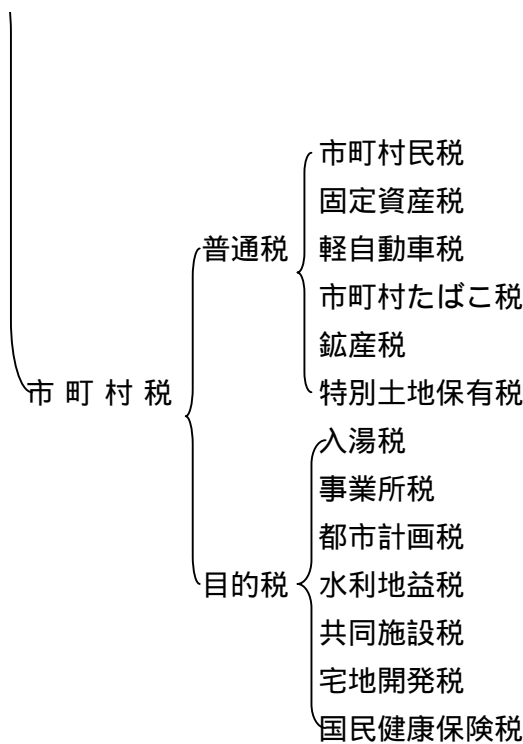
税金と聞いて、皆さんはどのような税目を思い浮かべるでしょうか？所得税？法人税？それとも固定資産税？実は今掲げた税目はいずれも県に納める税金ではありません。所得税、法人税は国に納めるものですし、固定資産税は市町村に納めます。税金は、誰が課すのか、言い換えればどこに納めるのかで国が課税する(国に納める)「国税」と、都道府県や市町村が課税する(地方公共団体に納める)「地方税」に分類されます。さらに「地方税」は、都道府県が課税する「都道府県税」と市町村が課税する「市町村税」に分けられます。

また、行政の一般的経費に充てるために課される税金を「普通税」といい、大部分の税金がこれに当たりますが、特定の行政目的の経費に充てるために課される税金もあり、これを「目的税」といいます。

さらに税の負担者と実際の納税者の関係に着目すると、実質的に税金を負担する人と、法律上税金を納めなければならない人(「納税義務者」といいます。)が同じである税金・「直接税」と、別である税金・「間接税」という分類もできます。例えば、消費税の場合、税金を国に納めるのは、対価を得て物品やサービスの提供を行う事業者等ですが、その税金分は物品やサービスの中に含まれており、これらの物品やサービスを購入する人が、価格に上乗せされた税金を負担することになります。これが間接税の仕組みです。

以上のことをもとに、税金を分類し、体系化すると次のようになります。





ここではもちろん、市町村税で囲んだ「都道府県税」、つまり「県税」について見ていきます。なお、目的税の税目名後ろの（ ）内はその税の課税の目的を示しております。

2 それぞれの税はどんな内容なの？

では、それぞれの税はどんな内容なのでしょう？以下、税目ごとに、誰が納めるのか（納税義務者）納める額はどうか（税率）納める方法は（納付方法）について簡単にふれて参ります。

税 目	納税義務者	税 率	納付方法
県民税			
個人県民税	<ul style="list-style-type: none"> 均等割と所得割 1/1 現在県内に住所を有する個人 均等割のみ 1/1 現在県内に事務所等があるが、その所在市町村に住所がない個人 	<ul style="list-style-type: none"> <均等割> 年額 1,000 円 <所得割> 前年の所得に応じて 700 万円以下 2% 700 万円超 3% 	市町村が個人市町村民税とあわせて課税・徴収 <給与所得者> 特別徴収 <その他> 所得を申告後、納税通知書により納付
法人県民税	<ul style="list-style-type: none"> 均等割と法人税割 県内に事務所等を有する法人 均等割のみ 県内に事務所等は有しないが寮などを有する法人 	<ul style="list-style-type: none"> <均等割> 最低 2 万円から最高 80 万円までの 5 段階 <法人税割> 国税である法人税の額に税率 5.8% を乗じた額 	原則として事業年度終了の日から 2 ヶ月以内に申告して納付
県民税利子割	県内に所在する金融機関の営業所等を通じて利子等の支払いを受ける者	支払われる利子等の額の 5%	利子等の支払い又は取扱いをする金融機関が利子等を支払う際、その支払いをする利子等の額から徴収して県に納付
事業税			
個人事業税	第 1 種事業者（物品販売業、製造業、飲食店業など） 第 2 種事業者（畜産業、水産業など）	課税所得 × 5% 課税所得 × 4%	納税通知書により納付

税 目	納税義務者	税 率	納付方法
	第3種事業者（医者、弁護士業、理容業など） 第3種事業者（助産師業など）	課税所得×5% 課税所得×3%	
法人事業税	・県内に事務所等を有して事業を行っている法人 ・県内に事務所等を有する人格のない社団、財団で代表者や管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うもの	法人の所得に応じ5%～9.6%など	原則として事業年度終了の日から2ヶ月以内に申告して納付
地方消費税	商品やサービスの提供を行った事業者など	消費税額の25%(消費税率に換算すると1%)	消費税とあわせて国に申告し、納税
不動産取得税	・土地を売買、交換、贈与などにより取得した者 ・家屋を新築、増築、改築、売買、交換、贈与などにより取得した者	<土地・家屋の売買等> 市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格の3% <家屋新築等> 調査して一定の基準で評価をして決定した価格の3%	納税通知書により納付
県たばこ税	たばこの製造業者や卸売販売業者	売渡や消費等がされた製造たばこ本数 1,000本につき969円	(消費者がたばこを購入する際の値段の中に含まれる)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用した者が経営者を通じ納付	利用料金に応じ、1人1日につき400円～1,200円	ゴルフ場の経営者が毎月分をまとめて翌月末日までに申告して納付
自動車税	4/1現在において、自動車を保有する者	車の種類、排気量等に応ずる	納税通知書により納付
鉱区税	県内に鉱区を持っている鉱業権者	鉱業権の種類、面積に応ずる	納税通知書により納付
狩猟者登録税	知事の狩猟者登録を受ける者	狩猟免許の種類に応ずる	狩猟者登録申請時に申告して納付(県証紙の貼付により納付)
自動車取得税	自動車の取得者	自動車の取得価額×税率 ・自家用自動車 5% ・営業用自動車・軽自動車 3%	新規登録等 登録時 移転登録等 取得等の日から15日以内に申告して納付(証紙納付)
軽油引取税	石油製品の精製業者(元売業者)又は元売業者から石油製品を継続的に仕入れて販売している業者(特約業者)から軽油の現実の引取り(購入)をした者	32.1円/リットル(軽油代金に含まれる)	元売業者、特約業者が毎月分をまとめて、翌月の月末までに申告して納付
入猟税	知事の狩猟者登録を受ける者	狩猟免許の種類に応ずる	狩猟者登録申請時に申告して納付(県証紙の貼付により納付)

以上が、県税の内容です。中には一生縁がないような税目もありますが、皆様の生活の身近なところで、あるいは県税を支払っている意識がないままに支払っている税金もあると思います。

なお、ここでは概要をお示しするために各税目とも、基本的な仕組みを述べるに止めております。もっと詳しい内容がお知りになりたい場合には、県税務課又は各県税事務所にお問い合わせ下さい。

3 法定外税って聞いたことあるけど、何のこと？

今まで述べてきた税目は、いずれも「地方税法」という法律に定めのある税ですが、この法律に定められていない税もあります。地方税法では、地方公共団体において特別な事情がある場合には、その必要に応じ特別の税目を起こして普通税を課することができることとされており、これが「法定外普通税」です。

本県にも、「核燃料物質等取扱税」という法定外普通税があります。これは、六ヶ所村への原子燃料サイクル施設の立地に伴い、原子力災害時等において県民の安全を確保するために必要となる安全対策及び環境保全対策のための経費や、緊急避難のための避難路、避難場所の整備を中心とした交通体系の整備にかかる経費など、特別な財政需要があることから、「ウラン濃縮の事業を行う者」、「使用済核燃料物質の再処理の事業としてその受入れを行う者」、「放射性廃棄物埋設の事業を行う者」及び「放射性廃棄物管理の事業を行う者」に対し課税するものです。

一方、地方税法では、道府県及び市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、地方税法に定める税目以外の税目を起こして目的税を課することができることとされており、これを「法定外目的税」といいます。

本県でも、昨年12月、「産業廃棄物税」を新設いたしました。これは、産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、「最終処分業者へ処分を委託した者」及び「自ら最終処分を行う者」に対し、最終処分場へ搬入した産業廃棄物の重量1トンにつき千円の税金を課すものです。（実際の施行は平成16年1月からとなります。）

それなら税収をもっとあけるために法定外税をたくさん創ればいいじゃないか、という考え方もあるかも知れませんが、そう簡単にはいきません。地方税法では、道府県は、法定外普通税（目的税）を新設し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ、総務大臣に協議をし、その同意を得なければならないこととされています。つまり、県が条例を作って、明日から特定の事業などを対象に新たな税金をかけますよ、というだけではダメだということです。

また、総務大臣は、協議の申し出を受けると、地方財政審議会の意見を聞き、次に掲げる理由がない限り、同意しなければならないとされています。

国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること

地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること

以上のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

つまり、既に何らかの形で税金がかけられたり、その課税によって物流に支障が出たり、国の施策に反するものはダメということです。そのほかに課税の前提として、その団体に特有の「特別な事情」なり「特定の費用」がなければなりません。現在、全国で創設されている法定外税は普通税では「石油価格調整税」、「核燃料税」、「核燃料物質等取扱税」、「核燃料等取扱税」、「臨時特例企業税」、「別荘等所有税」、目的税では山梨県川口湖町などの「遊魚税」、三重県や本県の「産業廃棄物税」など数えるほどしか事例がないことから、その創設は簡単ではないことがお分かりいただけるかと思えます。

4 では、法定の税を増税すればいいのでは？

新たな税の創設が難しいのであれば、今ある税の税率を上げることはできないのか、という議論もあり得ます。ところが、これもそう簡単にはいきません。地方税の税率は、地方公共団体の条例によって定められますが、地方税法は、地方税の税目ごとに、地方公共団体の条例で定めるべき税率に規制を加えています。(なんと縛りの多いことか。)

まず1つ目が「都道府県民税法人税割」や「不動産取得税」などに適用される「標準税率」です。これは地方公共団体が税率を定めるに当たり、通常これによるべき税率ですが、財政上の特別の必要があると認められる場合には、これによらなくてもよい、とされるものです。なお、この標準税率を超える税率を「超過税率」といい、本県でも「県民税法人税割」で超過税率を適用しています。ただ、この場合でも、どこまでも高い税率にできるわけではなく、地方税法では、それを超えることができない税率・「制限税率」を規定しています。

2つ目は「軽油引取税」に適用される「一定税率」で、地方公共団体にそれ以外の税率を定めることを許さない、言い換えるなら全国一律で税率を設定するものです。

最後は「水利地益税」に適用される「任意税率」で、地方税法に税率を定めなくて、地方公共団体の条例、つまり独自の裁量に任せているものです。

では、標準税率のものに超過税率を課せばいいではないか、という考え方もあるでしょうが、税率を上げるということは、県民の負担増を強いるということです。しかも、特定の施設の利用料である「使用料」とは異なり、広く負担増を求めるということになります。そのためには県民の理解と同意が必要となりますが、やはり、かなり難しいと言わざるを得ないでしょう。

5 では、どうすればいいのか？

県税は大事、しかし新たな法定外税の創設も、新たな超過税率の設定も難しいとなれば、どうすればいいのでしょうか。もう一度、P17の表を見てみましょう。「県民税」や「事業税」は、法人を含む県民の所得に着目して課税されています。この所得が増えれば、税収も増えます。また、「地方消費税」や「自動車取得税」は、経済活動が活発になり、モノの購入が増加すれば増収となります。「軽油引取税」についても、物流が活発になるとそれを支えるトラック等の走行距離が増え、そのディーゼルエンジンの燃料である軽油の消費量が増えることによって、引取量が増えこれも増収となります。何やら「風が吹くと桶屋が儲かる」話のようですが、過去において、日本経済の元気が良かった頃には、この循環がうまく回り、県税収入も右肩上がりが増えてきました。(P21参照)

このように、究極的には県内の経済状況が活発であるのが一番なのです。もちろん、日本経済全般が悪い状態で、しかも県自らが大幅な事業縮小を迫られている現段階において、これは容易なことではありませんが、やはり県経済が元気であること、元気になることが、税収確保のための最大のポイントなのです。

県税総額の推移

県税総額は、平成3年度に1,000億円の大台を突破し、多少の増減はあるものの、総じて漸増している。これは「個人県民税」、「法人事業税」、「軽油引取税」などの主要税目が落ち込んできているものの、新設された「地方消費税」や「核燃料物質等取扱税」の増収による影響が大きいものと考えられる。ただバブル経済の崩壊とその後の景気後退などにより、全体としてその伸びは非常に鈍いものとなっている。
(主要税目別の推移は次頁を参照のこと)

1 県税総額の推移(普通会計決算額)

(単位:億円,%)

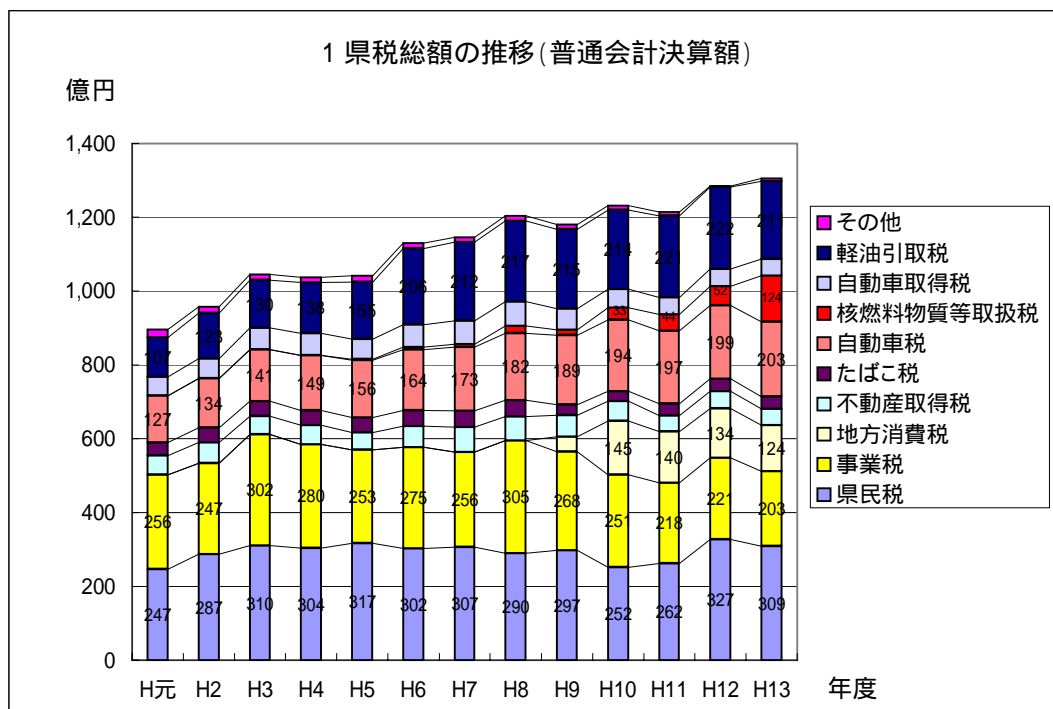
	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
県民税	247	287	310	304	317	302	307	290	297	252	262	327	309
	27.6	30.0	29.7	29.3	30.5	26.7	26.8	24.1	25.2	20.5	21.6	25.4	23.7
	100	116	126	123	128	122	124	117	120	102	106	132	125
個人均等割	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)
所得割	(151)	(155)	(170)	(189)	(196)	(169)	(191)	(189)	(209)	(171)	(182)	(180)	(176)
法人均等割	(7)	(7)	(7)	(8)	(8)	(10)	(11)	(12)	(12)	(12)	(12)	(13)	(13)
法人税割	(49)	(44)	(46)	(40)	(40)	(45)	(43)	(52)	(46)	(43)	(38)	(40)	(36)
利子割	(37)	(78)	(84)	(64)	(70)	(75)	(58)	(32)	(25)	(21)	(25)	(89)	(79)
事業税	256	247	302	280	253	275	256	305	268	251	218	221	203
	28.6	25.8	28.9	27.0	24.3	24.3	22.4	25.3	22.7	20.4	18.0	17.2	15.6
	100	96	118	109	99	107	100	119	105	98	85	86	79
個人分	(12)	(14)	(16)	(17)	(15)	(15)	(16)	(16)	(17)	(15)	(13)	(13)	(12)
法人分	(244)	(233)	(286)	(263)	(238)	(260)	(240)	(289)	(251)	(236)	(205)	(208)	(191)
地方消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	40	145	140	134	124
	-	-	-	-	-	-	-	-	3.4	11.8	11.5	10.4	9.5
	-	-	-	-	-	-	-	-	100	363	350	335	310
不動産取得税	51	56	49	52	47	57	68	65	58	53	42	46	44
	5.7	5.9	4.7	5.0	4.5	5.0	5.9	5.4	4.9	4.3	3.5	3.6	3.4
	100	110	96	102	92	112	133	127	114	104	82	90	86
たばこ税	36	40	40	41	40	43	44	44	29	27	33	34	34
	4.0	4.2	3.8	3.9	3.8	3.8	3.8	3.7	2.5	2.2	2.7	2.6	2.6
	100	111	111	114	111	119	122	122	81	75	92	94	94
自動車税	127	134	141	149	156	164	173	182	189	194	197	199	203
	14.2	14.0	13.5	14.4	15.0	14.5	15.1	15.1	16.0	15.8	16.2	15.5	15.6
	100	106	111	117	123	129	136	143	149	153	155	157	160
核燃料物質等取扱税	-	-	-	-	2	7	8	19	14	33	44	52	124
	-	-	-	-	0.2	0.6	0.7	1.6	1.2	2.7	3.6	4.0	9.5
	-	-	-	-	100	350	400	950	700	1,650	2,200	2,600	6,200
自動車取得税	50	53	58	60	55	61	64	67	57	50	47	47	46
	5.6	5.5	5.6	5.8	5.3	5.4	5.6	5.6	4.8	4.1	3.9	3.7	3.5
	100	106	116	120	110	122	128	134	114	100	94	94	92
軽油引取税	107	123	130	138	155	206	212	217	215	214	221	222	211
	11.9	12.9	12.4	13.3	14.9	18.2	18.5	18.0	18.2	17.4	18.2	17.3	16.2
	100	115	121	129	145	193	198	203	201	200	207	207	197
その他の税	22	17	15	14	16	15	13	15	13	12	10	3	7
	2.5	1.8	1.4	1.3	1.5	1.3	1.1	1.2	1.1	1.0	0.8	0.2	0.5
	100	77	68	64	73	68	59	68	59	55	45	14	32
計	896	957	1,045	1,038	1,041	1,130	1,145	1,204	1,180	1,231	1,214	1,285	1,305
	100	107	117	116	116	126	128	134	132	137	135	143	146
核燃料物質等取扱税除き	896	957	1,045	1,038	1,039	1,123	1,137	1,185	1,166	1,198	1,170	1,233	1,181
	100	107	117	116	116	125	127	132	130	134	131	138	132

上段:決算額

中段:構成比

下段:平成元年を100としたときの当該年度の指数

(黄色) = ピーク年を示す



< 主要税目別の推移 >

個人県民税

課税所得が年々増加する傾向にあり、それに伴い税収も増加していたが、9年度をピークに課税所得が減少に転じたことや、6年度から実施された特別減税の影響から、税収は総じて減少してきている。

法人事業税

概ね税収は増加傾向にあったが、景気後退による課税所得の減少や11年度、12年度の税率の引下げ等により、8年度をピークに減少してきている。

地方消費税

9年度に創設された税目であるが、景気後退による消費の落ち込み等から10年度をピークに年々減少してきている。

自動車税

自動車保有台数が年々増加してきており、それに伴い税収も増加している。

核燃料物質等取扱税

3年度に創設され、5年度からの税収となったが、事業の進捗により年々増加傾向にある。

軽油引取税

軽油消費量の増加や、5年12月から税率が引き上げられたことから税収も増加傾向にあったが、景気後退の影響から軽油消費量が落ち込み、ここ数年は伸び悩んでいる。

2 東北各県・県税総額の状況（平成15年度当初予算額）

（単位：億円，％）

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
県民税	225	223	486	172	200	380
	19.7	21.1	21.3	21.5	22.1	19.6
個人分	(167)	(161)	(332)	(128)	(147)	(263)
法人分	(43)	(48)	(128)	(33)	(39)	(89)
利子割	(15)	(14)	(26)	(11)	(14)	(28)
事業税	180	210	586	143	172	519
	15.7	19.9	25.7	17.9	19.0	26.7
個人分	(11)	(12)	(25)	(10)	(11)	(17)
法人分	(169)	(198)	(561)	(133)	(161)	(502)
地方消費税	121	118	345	95	113	182
	10.6	11.2	15.1	11.9	12.5	9.4
不動産取得税	35	28	67	25	37	54
	3.1	2.6	2.9	3.1	4.1	2.8
たばこ税	34	27	53	23	24	47
	3.0	2.6	2.3	2.9	2.6	2.4
自動車税	202	208	364	169	183	342
	17.6	19.7	16.0	21.1	20.2	17.6
法定外普通税	108	0	12	0	0	60
	9.4	0.0	0.5	0.0	0.0	3.1
自動車取得税	41	41	70	35	41	70
	3.6	3.9	3.1	4.4	4.5	3.6
軽油引取税	195	196	286	136	133	273
	17.0	18.5	12.5	17.0	14.7	14.1
その他の税	4	6	11	3	3	15
	0.3	0.6	0.5	0.4	0.3	0.8
計	1,145	1,057	2,280	801	906	1,942
(法定外税除き)	1,037	1,057	2,268	801	906	1,882

上段：予算額

下段：構成比

